

第五百四十五回 會議錄第七號

四百四十一

午前十時開会

出席者は左のとおり。

理事

小山
峰男君

官房室
安全室
野田 健君
奉文君
則清君
敏夫君
凱之君
林 小林
玉造 金重
通局長 備局長
事局長

○委員長（小山峰男君）　ただいまから地方行政
審議委員会を開会いたします。
参考人の出席要求に関する件についてお諮りい
たします。

が史上初の海上警備行動を自衛隊に発動するという経過の中で、海の警察としての海上保安庁を所管する運輸大臣として、この間おとりになった対応、その経緯を含めて御説明をいただきたいといふふうに思います。

新東京国際空港の整備のための「新東京国際空港法」の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日、参考人として新東京国際空港

が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と曰ふ者あり〕
○委員長(小山峰男君) 御異議ないと認め、さよならをう決定いたします。

○委員長(小山勝男君) 新東京国際空港周辺整備

のための国の財政上の特別措置に関する法律の一
部を改定する法律案及び消防施設強化促進法の二

部を改正する法律案及び消防施設強化促進法の一部を改正する法律案の両案を便宜一括して議題と

いたします。
両案の趣旨説明は去る一十三日に聽取しており

ますので、これより質疑に入ります。

貴殿のある方は順次御発言願います

の質問をさせていただくに先立ちまして、きょうはお忙しい中、川崎運輸大臣にも御出席をいただき

いておりますので、最初に二点ほど川崎大臣に御質問したい。どうぞ思うつけて二点。

質問したいといふことは思ひれりです
御案内のように先週の二十四日に、日本海で北

朝鮮の工作船と見られる不審船二隻が日本領海を侵犯するという事件で、海上保安庁の巡視船が、

四十六年ぶりですか、二回目の威嚇射撃を行つて。十二月、毎二日相次ぐ隻舟^{せきふね}、毎二日舟文^{ふねふみ}が別芝

た。そして、海上自衛隊の護衛艦が自衛隊が創設されて以来初の警告射撃を行つてから既に一週間

がたとうとしているわけですけれども、日本政府

平成十一年三月三十日

地方行政・警察委員会會議録第七号

第二部

が、全体で二十分钟しか時間を与えられておりませんので、もう一点、今後このような事態が生じた場合に、川崎運輸大臣としては、海上保安庁とそれから防衛庁、海上自衛隊との連携のあり方、そしてまた、ここ幾日か話題になつております警察官職務執行法を根拠法令として武器使用規定等が議論をされているわけですから、こうした法整備上の問題に、何かみずから御経験から問題がある、そのように認識されているか、その点だけに限つてもう一点お聞きしたいというふうに思います。

○國務大臣(川崎二郎君) 実は橋本内閣の時代に、海上事案に対して一つの考え方、閣議決定までいたしておりませんけれども、示されております。例えば、漁船が武装しておって海上保安庁の武器の能力を超える武器を擁して抵抗に入った場合、またその不審船が多数になって行動した場合、こういった場合には海上保安庁は内閣の判断を求めていく、自衛隊の協力を求める、こういう形のスキームは基本的にでき上がつております。

今回は、まず自衛隊が発見し、我々に連絡をもらつた。我々は警察活動として当然出でていった。

そこで我々の能力を超える船、要するにスピードの上で非常に高い能力を持つ船であったというところから、我々の能力以上の状況になりましたので、今申し上げたように内閣の判断を求めましたということになります。

基本的に、初めて動いたルールでありますけれども、認識としてはこういう形なんだろうと思つております。やはり警察活動である我々がまず第一にできるだけのことをしていく。したがつて、今回、高速船等をもう少し配備していくべきではなからうかと大変御指摘をいただいております。私もとして、より高い能力を持つた巡視艇船を持てるように、また内閣と相談しながら進めてまいりたい、このように思つております。

それから、捕捉能力につきまして、これは警察法との関係ということで、国内でのそうした法案

とも関係してまいりますので、すぐに變えるべきかということについてはいろいろ今議論をさせていただいており、もう少し議論の結果をまちませんと、すぐ私がどうだと言えるような状況にはないと思つております。

○奥石東君 今の武器使用規定一つとつてみても、相當今後議論がなされていく必要もあるだろうし、議論を呼ぶだらうと思います。いずれにいたしましても、海の警察としての海上保安庁としての任務がきちんと果たせるような整備も必要かと、いうふうに思いますが、これ以上時間がありますので、ありがとうございました。

続きまして、消防法にかかる質問を何点かさせさせていただきたいと思います。

全国三千三百にも及ぶ市町村、御案内のように高齢化、過疎化が加速している状況だらうと思ひます。そうした中で、消防団の状況もかなり変化をしてきているだらう、というふうに認識していられるわけですが、現状はどうなつてているのか。時間もありませんので、あわせて、そういう消防団の現状を踏まえて、消防庁としてはどのような対応を講じているのか。その二点についてまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(谷合靖夫君) 御承知のように、消防団は常備消防と並ぶいわば消防機関の一翼を担つてゐる機関でござります。現状といいたしましては、昨年の四月一日現在、消防団員数が九十六万三千六百二十五人、こういうふうになつております。それから、やはり高齢化というものが進んでおりまして、例えは三十歳未満の団員数の割合が、というのが、同じく昨年の四月一日現在では二六・三%というふうになつております。それから、やはり高齢化というものが進んで平均年齢も上昇している。それからさらにおりまして、それが三十分のうちの半分が六十歳以上でござります。

○奥石東君 今のお話で、団員を構成している七割はサラリーマンと。そうしますと、お話をありますように昼間の消防体制が大変手薄になると、いうことはもう明らかであります。PRを地域の方々や各企業にもしていける。その程度では根本的な解決にならないだらうとも思ひますけれども、加えて、これからは非常に災害も複雑、多様化しておりますし、高度の技術を必要とする状況にもあらうかと思うわけであります。

そうした点で、それへの対応としてどのようなことを考えられているかということになりますが、とりわけ専門的な人材を確保していくと、これが非常に必要でもあります。それが、やはり高齢化といふことが必要でもあります。しかし、三千三百もある市

状でございまして、特にそうした点については昼間の消防力の低下というものが懸念をされるというふうに認識をいたしております。

したがつて、これらの課題に対処するためにも、相当今後議論がなされていく必要もあるだろう

が、町村の大多数は過疎化、高齢化という状況の波を受けているわけですから、市町村が個別にこの問題に対応し切れなくなつてきているのではないか、そうも思うわけあります。

その点についてどのような対策を講じていらっしゃるか、お聞きをしたいといふふうに思います。

○政府委員(谷合靖夫君) 戦後、いわゆる市町村は、何よりもまず団員の確保、特に青年層を中心とした消防団への参加を促すということが一番必要だと思ひます。団員の確保、特に青年層を中心とした消防団活動に対する理解と協力を求めていくことが必要であろう

というふうに考えております。

そういう観點から、私もとしては消防団関係の施設あるいは装備というものの充実に努めてまいりましたし、またいわゆる報酬でありますとか出動手当等の処遇についての改善措置も講じておりますが、やはりPR面というのも大事だらうと思ひまして、特に地元住民あるいは企業等に対する消防団への参加とか、あるいは消防団活動への理解と協力の呼びかけというようなことに力を入れておるわけでござりますし、昨年の一月にはインターネットに消防団のホームページをつくりて、そうした呼びかけもやる等、いろんな手段を講じながら対応しているというのが現状でございま

す。

ただ、その中身でござりますけれども、今の常備消防を整える市町村がふえてきておりまして、現在そうした常備消防を整えている市町村の人口カバー率といいますか、それは九九・七%というふうになつてている状況でござります。

ただ、そうはいっても、その九百二十の消防本部を整えている市町村のうち大体九百二十の消防本部がつくられている。つまり、単独の市町村ごとに消防本部を設けているところよりも、圧倒的にいわば組合によって消防本部を設けていると、いふうな状況でござります。

ただ、そうはいっても、その九百二十の消防本部のうち消防職員が百人未満のところが約半数、五三%程度がそうした消防本部であるわけでございまして、先ほど御指摘ございましたような人材の確保とか財政基盤の問題からいって、やはりこうした小規模の消防本部をさらに広域的に再編をするというのが大きな課題ではないかというふうに認識をしておるわけでございます。

このため、私どもとしては、都道府県に消防広域基本計画というものをつくりていただいて、そして広域再編の先導的な取り組みを行つ地域、モデル広域消防と言つておりますが、これを二十三ヶ所に平成六年度と七年度、兩年度にわたつて指定をする。そうした広域再編を目指すためのいろんな施策をこれまで積み重ねてきたという現状にございまして、その結果としてはモデル広域

消防としては二十二箇域指定をしておりますけれども、十六箇域で既に再編がなされておる。それから、消防本部の数は平成四年度に九百三十五というふうにピークになつておったわけですが、昨年では九百二十というふうに減つてきて広域が進んでいる。さらに、昨年の十月には埼玉のモデル圏に指定されておった四市が組合をつくりて、四つの単独の本部から一つの本部に変わりまして、したので、昨年十月では既に九百十七というふうに減少しております。徐々にではござりますけれども、そうした広域再編が着実に進展をしているのではないかというふうに考えております。

○奥石東君 その広域再編の動きの実態もお話をいただきたいわけですけれども、これは財政的な事情づけといいますか、支援はどのようになつていますか。

○政府委員(谷合靖夫君) これまでの再編の中で、基本的な財政措置としては、やはり補助金をこうした広域再編については優先的に配分をするという問題と、それからもう一つはやはり各種の計画なりそうした推進策のための交付税措置を講する、この二つの柱を中心に行つてきておるわけでございまして、そうした意味での裏づけといいますか、それなりのいわば財政支援というものはある程度そうした意味で役に立つてきておるのではないかというふうに思っております。

○奥石東君 この問題は消防の分野だけではなくて、来年四月には介護保険制度も導入をされてくる、そして一方では地方分権もまつ実行の段階に入つた、こう言われる状況にあるわけでして、ますます各市町村の新しい行政需要というものは大きくなつていくし、拡大をしなければならないという状況にあることは事実でありますから、そうした点でこれに対応するための市町村の行財政基盤をどう確立していくか、これが最大の課題になつてくるというふうに思います。

最後に、この点についてどのように対応を講じられているかをお聞きし、私の質問は終わりたいと思います。

○國務大臣(野田毅君) 御指摘のとおり、消防の分野もそうですが、あるいは福祉行政の分野もそうでありまして、非常に広域的な対応、それから内容の高度化ということに、どうそれを満たしていくか。そういう点で、これから市町村の役割も大きいのですが、同時に、単一の現在の市町村という圏域のままだけでは、あるいはその財政規模だけでもそれだけの対応能力があるかどうかといふこともありまして、先ほど来消防の分野についてお話をございましたが、は広域的な対応をそれぞれやってきておるいろいろお話をございました。

これからさらにはそういうたぐいのシステムが高まつてして、くということを考えますと、まず第一にその行政主体としての体制をどう確立していくかという点で、一つは市町村の合併といいますか、ただ単に広域的な連合とか、そういう協力体制だけではなくて、基礎的自治体としての対応力をレベルアップしていく、ということから、まず第一にそういう角度から、もう市町村合併ということをさらに強力にバックアップをしていかなければならぬという点がございまますし、もう一つはそれが自主的、自立的な運営ができるような財政基盤をどうやって確立していくかという側面がございます。

○國務大臣(川崎二郎君) まず、私自身が今指揮をいたしておりますのは、今回の問題点すべてを洗い出しをしなさい、その上で自衛隊等とある程度のマニュアルをつくっていかなきゃならぬいくつと。

会でも御詫諭をさせていただいたとき
お詳しく述べさせていたたいておりますので
えて重ねることは避けたいと思いますが、いざわら
にせよ、そういう行政、財政両面でバックアップして
をしてまいりたいと考えております。
○奥石東君 時間になりました。終わります。
○魚住裕一郎君 公明党の魚住裕一郎でございま
す。

きょうは、運輸大臣、当参議院地方行政・警察委員会の審議に御協力をいただきましてありがとうございます。当委員会は海上保安庁の事項も管をしておりまして、先般来の山田・新生丸事件、これについてもお尋ねをしたかった。ようやくこの成田特でお出ましをいただいたわけですがありますけれども、過去にも橋本登美三郎運輸大臣

臣あるいは森山欽司運輸大臣が地方行政委員会に出席をされ審議に御協力をいただいているわけで

ありますて、今後ともこの海上保安に関する事項につきまして積極的に御協力を賜りたいといううござつて次第であります。

そこで、まず最初に今般の不審船の対応について若干お聞きしたいんですが、テレビ中継といいますか、数多く放映されました。国民みんなが困ることは、何で追いつかなかつたのかとか何でなぜ欠になつたのか、まず素朴なところはそういうふうに思つた次第であります。

運輸大臣も、テレビ等で能力のアップといつて、うなこともお話をされ、また新聞記事等では、航機への武器搭載についても検討するべきである、そういうような発言もされておられるようでござりますが、海上保安庁の装備あるいは情報収集能力のアップについてどのようにお考えで今後取組まれるのか、まずこの点からお聞きしたいと申します。

○國務大臣(川崎一郎君) まず、私自身が今指をいたしておりますのは、今回の問題点すべてを洗い出しをしなさい、その上で自衛隊等とある程度のマニュアルをつくっていかなければならぬわ
と。

陸前・宮城大震災のときも少し不思議なこ
りました。私の地元でも、大きな台風が来ますと
知事が自衛隊に協力依頼をして防災のための出動
をしてもらう。新生丸の話が先ほどありましたた
れども、ああいう事件の場合も、私どもは管区の
ら地域の自衛隊に連絡をして、そしてあのとき
まほ三つの女性は、自分で記つて、

も、実は新生犬の出来事は、自衛隊機で見つかりて、ただいた、こういう経過があります。そういう意味では、海難事故等について自衛隊と海上保安庁との間の協力関係は、かなり事案もありますし、大き上がってきているんだろう。

中では考えておったけれども初めて事態になつたな、こういう事態を踏まえてしつかりマニュアリづくりをしていくことが大事だろう。特に、防護

府の方からも、話し合いの中でそういうことにいたしたわけですけれども、省庁間協力についても、災害の場合は現地でやりますけれども、やっぱり大臣同士が省庁間協力のお願いをしろ、ということで、私の方から防衛厅長官に省庁間協力、あれは八時五十分ごろだったか、こういうお願いをした。したがって、やはり災害の場合とは少し違うしっかりしたお互いのマニュアルというのをまづつくしていくことが大事だらうと思っております。

それから、法の整備等いろいろ御議論がありますけれども、私どもは現行法で何ができるのかということをもう少し徹底的に議論していくかねればならないだらうと思つております。

それから、当然私どもの能力のアップを図つていかなければならぬだらう。宮崎のときの昭和六十年の例があります。四十時間ほど追いかけてやはり逃げられた。こちらも船の能力を上げると向こうも上げてくる、というのは一つの事例でありますけれども、いざれにせよ、向こうの能力が、一部官邸等で情報としていただいたのは、あの船は途中で四十ノットぐらい出るかもしれぬなど。それから非常に走行距離が長うございました。そういう意味では、あの船全体が油の船のような感じだなと。我々はいろんなものを載せるのですからガス欠になつたりとか、いろいろ御指摘をいただいているわけです。

そういったものを踏まえながら、既に百八十トン級のある程度の船を用意しておりますけれども、残念ながらのときあの近くにいなかつたといふこともあります。したがつて、能力アップ、高速船艇をどうやってつくっていくか、そしてその高速船艇が近くまで行ったときにどのようなことをまでくるかというのをもう少し詰め直さなきゃならぬだらう、こういうふうに思つております。

けれども、先ほどどの議員に対する答弁の中で、二十四日の午前零時三十分ごろ、海上保安庁の能力を超える旨の報告を防衛庁にした、こういう答弁が先ほどありました。これは海上自衛隊の出動を正式に防衛庁の長官に対して要請した、こういうふうに理解してよろしいんですね。

○國務大臣(川崎二郎君) あの晩に私が防衛庁長官と電話をいたしましたのは、二回だけございました。一回目は八時五十五分に省庁間協力を求めた、二回目は今御指摘の零時二十分、先ほど御答弁申し上げましたようにスピード、能力的に我々の超えるところになった、したがって総理、内閣の判断を求める、こう申し上げました。

○富樫練三君 ということは、正式な要請はしていないというふうに理解してよろしいんですね。どちらですか。

○國務大臣(川崎二郎君) 総理の御判断でありますから、当然私どもが要請をするという立場にはないと思っております。

○富樫練三君 これは三月二十四日の参議院の本

会議でありますけれども、防衛庁の長官が答弁の中でこういうふうに発言しております。「本日の零時三十分ごろ、運輸大臣から、海上保安庁では

なかなか対応が難しい状況にあるから海上自衛隊の方に出動をお願いしたい」という要請を正式に受け取りました。」「こういうふうに防衛庁の長官が正式に要請をしたんですかしないんですね。どちらですか。

○國務大臣(川崎二郎君) 先ほどから私が御答弁申し上げているとおりでございます。

○富樫練三君 ということは、正式な要請はなかったというふうに理解してよろしいですね。確

認をしておきたいのですが。

○國務大臣(川崎二郎君) 結構でございます。

○富樫練三君 ということは、防衛庁の長官が参議院の本会議で正式に要請があつた、こういうふうに言つたことは事実と違うということですね。どうですか。

けれども、先ほどどの議員に対する答弁の中でも、二回目は今御指摘の零時二十分、先ほど御答弁申し上げましたようにスピード、能力的に我々の超えるところになった、したがって総理、内閣の判断を求める、こう申し上げました。

○國務大臣(川崎二郎君) あの晩に私が防衛庁長官と電話をいたしましたのは、二回だけございました。一回目は八時五十五分に省庁間協力を求めた、二回目は今御指摘の零時二十分、先ほど御答弁申し上げましたようにスピード、能力的に我々の超えるところになった、したがって総理、内閣の判断を求める、こう申し上げました。

○富樫練三君 ということは、正式な要請はしていないというふうに理解してよろしいんですね。どちらですか。

○國務大臣(川崎二郎君) 総理の御判断でありますから、当然私どもが要請をするという立場にはないと思ております。

○富樫練三君 これは三月二十四日の本

会議でありますけれども、防衛庁の長官が答弁の中でこういうふうに発言しております。「本日の零時三十分ごろ、運輸大臣から、海上保安庁では

なかなか対応が難しい状況にあるから海上自衛隊の方に出動をお願いしたい」という要請を正式に受け取りました。」「こういうふうに防衛庁の長官が

正式に要請をしたんですかしないんですね。どちらですか。

○國務大臣(川崎二郎君) 先ほどから私が御答弁申し上げているとおりでございます。

○富樫練三君 ということは、正式な要請はなかったというふうに理解してよろしいですね。確

認をしておきたいのですが。

○國務大臣(川崎二郎君) 結構でございます。

○富樫練三君 ということは、防衛庁の長官が参議院の本会議で正式に要請があつた、こういうふうに言つたことは事実と違うということですね。どうですか。

場合もスピードが追いつかなかったということ

で、既に問題は三十六年前からはっきりしているわけなんですね。いまだにその問題は解決されていない、こういう状況にあるわけなんですね。

一九九六年六月六日、参議院の海洋法条約に関する特別委員会で附帯決議が行われております。同じく六月七日の参議院の本会議でも国連海洋法条約の実施に伴う体制の確立に関する決議、この中で海上保安庁の体制強化が全会一致で決議されていますけれども、その主な中身はどういうことだつたんですか。

○政府委員(楠木行雄君) ちょっとと今手元に詳しいものを持っておりませんけれども、海洋法条約のときの衆参、それからもう一つ、つい最近でございますが、いわゆる日韓漁業協定、こういったときに、巡視船艇の整備に努力すると、こういうような内容であったと承知しております。

○富樫練三君 巡視船や巡視艇の整備に努力をする、こういうことのようでありますけれども、こ

のときは、海上保安庁の人員、それから巡視船艇、航空機等の体制について今後一層の整備充実を図る、こういうことが全会一致で決められたんじゃないですか。そういうことが決められながら、今回も同じようなことを繰り返すというのは一体どういうわけですか。

○政府委員(楠木行雄君) 先ほど大臣も別の委員に申し上げましたように、私どもとしては第一義的な海上警察機関として万全を尽くしておるつもりでございますが、船のスピードの技術というのが、それに私どもの整備が、その事案が起こるたびに整備をし、それに対応して追いつかない面も一つは今までの例ではございました。

今度の場合、そういった点かなり痛感をしておりますので、情報収集の迅速化の問題とかあるいは監視体制、船とか航空機なんか使いましたそういうものですね、そういうたるものとかあるいは捕捉機能強化とか、こういったようにいろいろ、今、大臣からの指示を受けて詳細に検討しておるところでございますので、海上自衛隊との連携の

強化もござりますし、そういった点いろいろ努力をしてまいりたいと考えております。

○富樫練三君 スピードが追いつかないだけじゃなくて、整備の方が追いついていないんですね。

そういうことですね。

○政府委員(楠木行雄君) せんたっての第三次補正予算におきましても、これは日韓の漁業協定の取り締まりの航行という観点でございますけれども、約百億円の巡視船艇の整備ということでした

だきました。それによって、いわば古い巡視船艇を代替することによってスピードアップも結果的にそれで図つていけるというようなことで、かな

りそういういたいろんな機会を利用してやつていただいているつもりでございます。

○富樫練三君 そういう整備がおくれている、努力はしていると言いますけれども、実際には今回も捕獲できなかつた、こういうわけでありますか

らね。

今回の場合に、そういう整備のおくれという問題と、もう一つは、経過をずっと見てみると、自衛隊の方から連絡を受けてから出動するのにも時間がかかるといふ点もどうもあるようなんですね。さらに、自衛隊からの連絡も遅いといふわけなんですね。

そういう中で、新聞の報道ではこういうことも言われているんですね。もっと早く海上保安庁に連絡していれば海上警備行動の発令などは必要な

時間がかかるといふ点もどうもあるようなんですね。さらに、自衛隊からの連絡も遅いといふわけなんですね。

そういう中で、新聞の報道ではこういうことも言われているんですね。もっと早く海上保安庁に連絡していれば海上警備行動の発令などは必要な

装備の充実が不十分なままでまた不審船を捕捉できない、しかもその責任を棚上げして、そして困難な状況にあるといふうに報告をした、こういうわけなんですね。ですから、ここはやっぱり責任問題だというふうに思うんですね。困難な状況にあるから何とかしてくれ、こういうことは国民を守るわけにはいかないというふうに思うんで

す。任問題だというふうに思うんですね。困難な状況にあるから何とかしてくれ、こういうことは国民を守るわけにはいかないというふうに思うんで

す。ですから、そのところをしっかりと責任を感じていただきたい。この点については、まずは、決議の点から見てのこの国会の総意、これに基づいて整備を充実させるということの方が先決ではないか。自衛隊法の八十二条の適用よりも、まず

じていただきたい。この点については、まずは、二条の適用というのはこういう問題とは全く違う問題だ、筋の違う問題だというふうに思つております。

○国務大臣(川崎二郎君) 先ほど海上保安庁長官から御答弁申し上げましたけれども、四十ノットの能力を持つていただかなければ、それを捕捉するために前回り込まなければなりませんから四十五とか五十ノットの能力を必要とする、そういうものをそろえるように努力をしていかなければならぬだろうと。

当時考えたのは、三十五ノットで何とかいけるのではないかろうか。そういう意味では、だんだん向こうの能力も上げてきて、そういうものにはなかなかうか。

向こうの能力も上げてきて、そういうものにはなかなかうか。そういう意味では、だんだんどう対応していくかというのは、まさに、我々御批判もあえて受けながら、そして今御指摘いただいたように、能力アップを図るために内閣全体として取り組んでまいりたいと、こういうふうに思つております。

○照屋寛徳君 いろんなマスコミで報道されています。

○政府委員(若村敏君) 開港前に、当時の運輸大臣、そして千葉県知事、それから公団総裁、それと地元の関係の三里塚平和塔奉賛会会長との間で、安保条約及びこれに基づく地位協定の存在にもかかわらず、これを軍事的に利用することは認めないと、この取り決めがあることは事実でございま

す。

○照屋寛徳君 いろんなマスコミで報道されております一九九四年の朝鮮半島有事を想定した在日米軍の日本に対する対日支援の中で、一千五十九項目要求されたという報道もありますし、いや固まつた要求なんか受けているという政府の答弁等もあります。

いずれにしろ、幾度かの協議を踏まえて、防衛

省そのものが支援の項目について検討したことは私は間違いないだろうと思つてます。その中で、民間空港である成田や、私の住んでる、那覇空港などが米軍によって使用される、米軍の使

用のために提供される、こういうことが防衛省によって検討されたと、こういうふうに報じられて

間をさせていただきたいと思います。

今回、予算委員会でもいわゆる周辺事態法第九条と成田空港の使用問題についてただしてまいりました。予算委員会の答弁、その後の運輸省の考え方を聴いておりましたと、現行地位協定の五条でも成田空港そのものは基本的に使える、たゞも混雑空港なのでそつ簡単に使わせるわけにはいかない、こういう基本的な考えなんですか。

○国務大臣(川崎二郎君) 委員言われたとおりでございますし、あわせて国会答弁の重みなり地方との話し合い、こういうものもあると思つております。

○政府委員(若村敏君) 開港前に、当時の運輸大臣、そして千葉県知事、それから公団総裁、それと地元の関係の三里塚平和塔奉賛会会長との間で、安保条約及びこれに基づく地位協定の存在にもかかわらず、これを軍事的に利用することは認めないと、この取り決めがあることは事実でございま

す。

○照屋寛徳君 成田空港については、開港前の

九七二年に、運輸省の航空局長立ち会いのもとに新東京国際空港公団との間で覚書を交わして、新

空港は純然たる民間航空のためのものであつて軍事利用させることはないと、こういうふうな基本的合意に至つていることは間違いないですね。

○政府委員(若村敏君) 開港前に、当時の運輸大臣、そして千葉県知事、それから公団総裁、それと地元の関係の三里塚平和塔奉賛会会長との間で、安保条約及びこれに基づく地位協定の存在にもかかわらず、これを軍事的に利用することは認めないと、この取り決めがあることは事実でございま

す。

○照屋寛徳君 いろんなマスコミで報道されております一九九四年の朝鮮半島有事を想定した在日米軍の日本に対する対日支援の中で、一千五十九項目要求されたという報道もありますし、いや固まつた要求なんか受けているという政府の答弁等もあります。

いずれにしろ、幾度かの協議を踏まえて、防衛

省そのものが支援の項目について検討したことは私は間違いないだろうと思つてます。その中で、民間空港である成田や、私の住んでる、那

覇空港などが米軍によって使用される、米軍の使

用のために提供される、こういうことが防衛省によって検討されたと、こういうふうに報じられて

んでされども、私は、マニュアルを運用するための密接的、有機的な連携、システム的な連携、これを海上保安庁、そして自衛隊との関連においてはきちんとやった方がいいんではないかというふうに思うんです。こういう考え方もあるといふうにおっしゃったんですね。大臣はある方向については、時間、そういったものについていかがですか。

○国務大臣(川崎二郎君) 実は、この事案が起きましたときには官邸に関係閣僚が集まりました。その中で、まず基本的には警察活動として海上保安庁が対処すべき、たゞどのような事態がその後起きてくるかわからぬ、したがって全閣僚に連絡すると同時に、状態の変化について海上保安庁はしっかりと内閣と連絡をとるようについてここで、ある意味ではいろいろなケースを想定しながら動き出したということは事実でございます。

そういう意味で、今回の事案というものを反省しながら、基本的にはまず閣僚が先頭に立ちながらやっていくことは当然でありますし、また、例えば今御指摘いただいております朝六時に情報があつたんじやなかろうかと、自衛隊はなるべくそれを確かめたいということを時間を持った。だったら一緒にそのときは行動させてくださいよということでしっかりとマニュアルをつくっていく、こういうことがまさに必要であろうと思います。

そういう意味では、先ほども御答弁申し上げましたけれども、今回のある程度一つのルールとして評価いただいていること、いや、非常にまずいという御批判をいたいでいること、すべてをやつぱり洗いざらい出して、そしてまず防衛庁と運輸省でしっかりとやる、また内閣も入れてすべてのケースをつくっていくということが大事だらうと思っております。そういう意味では、今回のことを大きな反省材料にしながらしっかりとやつぱり洗いざらい出していくことが大事だらうまいとい、こう思っております。

○高橋令則君 この問題は施設の整備と、それから運用の問題、これは慌てる問題でございますの

で、大臣がおっしゃるよう適切にやつていただきたいというふうにお願いします。

消防庁長官に質問しますが、今まで我々は、消防庁関連で議論するときには消防力の基準ということを言うわけですね。これは昭和三十六年に告示になつてあるだらうと思うんですけども、どうも見ていると、一〇〇%近いものもあるし、うんと低いもあるし、非常にばらつきがあるんですね、充足率というんですかね。

それを細かく見ていると、果たしてそれが今合っているかな、ちょっといかがなものかなといふような感じを私自身持つんですけども、この消防力の基準、それ自体を改定する考え方はありませんか。その必要性を感じませんか。

○政府委員(谷合靖夫君) 消防力の基準は、御指摘のように昭和三十六年に制定をされておるものでございまして、その後、救急業務を基準上に位置づけるために昭和五十年に比較的大きな改正をしており、それ以降からも二十年以上たっておりまして、いわば基本的考え方方が三十六年のままでござります。したがって、どうしても現在の消防を取り巻く環境にもそぐするような面が目立つてきています、これは間違いないと思います。

例えば、市街地が普通木造住宅平家建てだけで構成をされているとか、それから五十年のときの救急出動件数が、約百五十万件を前提にしていますが、現在は三百五十万件近くなっています。そういうようなことで、都市構造の問題とか、先ほどおっしゃいました救急需要等に基準が十分に適合していないのではないか、こういう認識のもとに、私は山口県でございましたから、北も南もたくさんおられるわけであります。山口県も、伊藤博文公が朝鮮総督時代に暗殺をされたということもありまして、非常にこの問題について関心を持っているんです。いろんな質問を受けまして、私自身もテレビで見ただけですからよく状況がのみ込めないし、今回の事件についてはやっぱり私は捕縛をするということになつたからだと思いますが、あの写真で見ますと、重火器などの場合ですと固定しないといけませんので、そういうようなことにはあればだけ見ると、どうも見えてないのかなというのが武器の状況、それ以上はちょっとわからないということでございま

どもは、直ちにそうした事務作業に入つてできる限り早く改正を持っていきたいというふうに考えております。

○高橋令則君 終わります。

○松岡満壽男君 参議院の会の松岡満壽男です。

私も衆議院からこちらに参りました、参議院が参議院改革の一環として独自に委員会編成を横割りにしているわけです。これは非常にすばらしいことだなというふうに思つておったんですが、前回も魚住委員が質問されようとしたんですけども、なかなか大臣取りがうまくいかなかつた。そういうこともありまして、一年半になるんですけれども、どうもこの委員会編成はうまくいかないのじゃなかつたという声も出てきております。しかし、そういう中で松村理事さん初め御努力いただいたと思ふんですけども、運輸大臣が御出席をされたということは非常にいいことだというふうに思つております。

この前も議連で十三本の法案をどの委員会に付託するかということで一ヶ月もめました。もともと委員会に戻すべきだと、これでは何のための改革かということで、形骸化てしまつていますので、今後そういう点での御協力をぜひお願いいたしました。

そういう中で、全然タッチしていないという形の皆さん方が蛍光塗料でも上からかぶせたらよかつたんぢやないか、あるいはネットをかぶせたりいいんぢやないかとか、いろんな話が出てまいりました。そういう素朴な種々の疑問、向こうの武器の装備はどうだったのか、やっぱり繩を上げる光塗料とか、漫画チェックでそれとも、繩を上からぱっとおろしたらどうだつたんだろうかと。そういうことに対して、何か御意見でもございましたら、ひとつお聞かせいただきたいと思います。

さて、不審船の問題についても質問していくと感謝をいたしたいと思います。さて、不審船の問題についても質問していくと、どういうなことです。私は山口県でございましたから、北も南もたくさんおられるわけであります。山口県も、伊藤博文公が朝鮮総督時代に暗殺をされたということもありまして、非常にこの問題について関心を持っているんです。いろんな質問を受けまして、私自身もテレビで見ただけですからよく状況がのみ込めないし、今回の事件についてはやっぱり私は捕縛をするということになつたからだと思いますが、あの写真で見ますと、重火器などの場合ですと固定しないといけませんので、そういうようなことにはあればだけ見ると、どうも見えてないのかなというのが武器の状況、それ以上はちょっとわからないということでございま

す。

それから、ふだん私ども、例えばちょっとこの場合とは事案が違いますが、事実だけ申し上げま

すと、対馬などで非常に高速の密漁船などを捕捉する場合に使います手段として、船からいわゆる着色弾的なものを相手のブリッジに投げましてブリッジのガラスを全部色で染めてしまふ、そうするとなかなか前が見えなくなるというようなものもござります。その他いろんな、若干御示唆ございましたようなものもいろいろ持つておるわけでもございますが、今回の場合はちょっとそこまで近くに行かなかつたということが、船の場合はちょっと難しかった点がござります。それは航空機の場合についても同様の点がございまして、今はそこまでやつていません。照明弾を落とすとか、何かそういうのはござりますけれども、やつていなわけござりますので、それはこれから工夫をすべき検討課題かなと考え方ります。

○松岡滿壽男君 せつかくこういう体験があつたわけですから、それを生かしていろんな方法を考えいただきたいというように思いますし、今回のことでは海上保安庁と海上自衛隊との連携が深くなつたということは非常にいいことだと思っております。

成田財特法ですけれども、昭和四十五年以来三度にわたつて延長しておるわけです。それで、今回が四回目の五年間の延長ということになりますけれども、この四回目の五年間の延長で成田の事業というものが全部完成できるのかどうか。そういう見通しにつきましてお伺いをいたしておきたいと思います。

○國務大臣(野田毅君) 今回の法改正の対象事業は、地元の地方公共団体それから関係省庁と調整の結果、今後五年間に国庫補助率のかさ上げ措置を講ずるなどして実施することが必要とされたものであります。法律延長後の期限であります平成十五年度末までにおおむね完了する見込みでござります。したがつて、今回の五年間という延长期間は、そういうことに基づいてやつておりますので、適切なものだと考えております。

○松岡滿壽男君 消防の関連ですけれども、阪神・淡路大震災で六千四百三十人の死者を出した

わけですけれども、そのうち五〇%が六十五歳以上という高齢者なんです。それと、このところ日本人の世界旅行も多いですが、外国から来る旅行者も今のところ一年間で四百六十万ですか、外国

○若瀬良三君 私からは成田財専に関連しまして、空港整備関係についてお尋ねしたいと思います。
空港公团総裁もおいでいただいているので、
初めに総裁の方にお聞きしたいと思います。
空港問題につきましては、その経過が非常に長

も、そのような話し合いを行う場合に、地域の方々の御支援といいますか、御理解を得ることが一番肝心だらうというふうに考えておりまして、共生大綱というようなものをつくりて共生策を推進するということを実施いたしておるわけでござります。

すると、対馬などで非常に高速の密漁船などを捕捉する場合に使います手段として、船からいわゆる着色弾的なものを相手のブリッジに投げましてブリッジのガラスを全部色で染めてしまう、そうするとなかなか前が見えなくなるというようなものもございます。その他いろんな、若干御示唆ございましたようなものもいろいろ持つておるわけでございますが、今回の場合はちょっとそこまで近くに行かなかつたということが、船の場合はちょっと難しかった点がございます。それは航空機の場合についても同様の点がございまして、今はそこまでやっていない。照明球を落とすとか、何かそういうのはござりますけれども、やっていないわけでございますので、それはこれからの大工夫をすべき検討課題かなと考えております。

○松岡滿壽男君 せっかくこういう体験があったわけですから、それを生かしていろんな方法を考

わけですけれども、そのうち五〇%が六十五歳以上という高齢者なんです。それと、このところ日本人の世界旅行も多いですが、外国から来る旅行者も今のところ一年間で四百六十万ですか、外国人が来ているわけです。
こういう高齢者とか障害者、外国人、災害時に被災する可能性の高い人たちに対するいわゆる災害弱者、災害対策についての取り組みがこの経験を生かしてどういうふうになっているのか、お伺いしたいと思います。
○政府委員(谷合靖夫君)　いわゆる災害弱者対策でございますが、阪神・淡路大震災の教訓も踏まえまして、地域防災計画の抜本的な見直しを各地方団体にお願いしておりますわけですが、その中に災害弱者対策も具体的に位置づけて、そして施策を講ずるようになさせて要請をしておるところでございます。

○岩瀬良三君 私からは成田財特に関連しまして、空港整備関係についてお尋ねしたいと思います。
空港公団総裁もおいでいただいているので、
初めに総裁の方にお聞きしたいと思います。
空港問題につきましては、その経過が非常に長くなつておるわけですが、その間、シンボジウムとか円卓会議等を通じて、また皆さんに非常に骨折りいただいたわけでござりますし、最近ではまた空港公団の副総裁、運輸省の審議官等の皆さんが現地入りされられて努力されておるというような状況でございます。先ほど魚住委員から今後の見通しはと、こういうお話をありましたので、私からもそれをお聞きしようと思つたんですが、もう少し一步進めて、あと空港整備についての用地買収はどんな状況なのか、その点を公団総裁に。
○参考人(中村徹君) 現在残っております未買収地でございますが、空港全体の敷地が千六十五ヘクタールあるわけでございますが、その計画用地のうち六ヘクタールだけがまだ買えないでいる。

も、そのような話し合いを行う場合に、地域の方々の御支援といいますか、御理解を得ることが一番肝心だろうというふうに考えておりまして、共生大綱というようなものをつくって共生策を推進するということを実施いたしておるわけでござります。

あわせて、そのような結果もございまして、地域の自治体とか議会の方々とかあるいは民間団体の方々が平行滑走路の完成に向けて努力しろ、我々の平行滑走路の完成に支援するということを決議していただきたりしておりますから、そういう地域の方々の声というものをバックにしながら御理解を得ていくように努力していきたい、このようにも思っております。

○羽瀬良三君 せひお願ひしたいというふうに思うわけでございます。

それから次に、羽田空港の点についてお伺いいたしたいと存じますけれども、都知事選を控えて羽田空港の国際化の動きなども言われておるわけでございますし、また平成九年三月、新C滑走路が完成して、いろいろ離発着時間の拡大なども図

成田財特法ですけれども、昭和四十五年以来三度にわたって延長しておるわけです。それで、今回が四回目の五年間の延長ということになりますけれども、この四回目の五年間の延長で成田の事業というものが全部完成できるのかどうか。そういう見通しにつきましてお伺いをいたしておきた

ります。
それから、外国人についての御指摘がございましたけれども、外国語によるパンフレットの作成とか、あるいは目で見てわかるような避難誘導標識の整備というようなことも進められているという状況でございます。
そして、このような災害弱者対策については、やはり特に地域住民とかあるいは自主防災組織、ボランティア等との協力体制が重要だというふうに考えておりまして、地方公共団体の中におきましては、高齢者や身体障害者など自力避難が困難な方々の避難を自主防災組織等が支援をするためのいろんな取り組みが進んでおりますので、私どもとしてもこのような地域住民とか自主防災組織との協力体制の整備がさらに進むようにこれからも努めてまいりたいというふうに考えております。

ざいます。それ以外に、敷地外に住んでいて、飛行場内に用地を持ついらっしゃる方もおられます。そういう方を合わせて六ヘクタールでございます。
○若瀬良三君 あと敷地内は二戸ということです。さいまして、一〇〇〇年度の滑走路完成に向けて最後の追い込みだらうと思うわけでございまして、ぜひお願いしたいわけです。
その場合、今までいろいろなお約束があるわけなんですが、今後、この空港整備についてのお取組みに当たっての基本姿勢、これもまた話し合いでという先ほど大臣から話があって、話し合いで可能性が非常に難しいかと思しますけれども、その辺のところの姿勢をお尋ねしたいと思ひます。
○参考人(中村徹君) 先ほど大臣からお話をございましたように、基本的に話し合いでということでございますが、これは地権者の方とのお話し合いでありますけれども、その辺のことの姿勢をお尋ねしたいと思ひます。

羽田空港のおおよその利用状況と今後の将来需要、将来需要の方を主にお答えいただければと思います。

○政府委員(岩田敬君) 羽田空港におきます平成二十年の年間離発着回数でございますが、実績で約二十三万回でござります。このうち定期便の運航は、曜日とか繁忙期、また閑散期等で変動はございますが、現在、一日当たり三百二十往復の定期便が飛んでる状況でございます。

それから、将来でございますが、これにつきましては、平成八年度を初年度といたします第七次空港整備七ヵ年計画の中では需要予測を行つております。羽田空港の年間離発着回数の予測といましまして平成十年の数字を予測しておりますが、二十二万回と当時予測しておりました。先ほど申し上げたように実績は二十三万回でございますので、予想を上回っておるところでございます。そ

そして、このような災害対応者対策について、やはり特に地域住民とかあるいは自主防災組織、ボランティア等との協力体制が重要だというふうに考えておりまして、地方公共団体の中におきましては、高齢者や身体障害者など自力避難が困難な方々の避難を自主防災組織等が支援をするためのいろんな取り組みが進んでおりますので、私どもとしてもこのような地域住民とか自主防災組織との協力体制の整備がさらに進むようにこれからも努めてまいりたいというふうに考えております。

は、曜日とか繁忙期、また閑散期等で変動はござりますが、現在、一日当たり三百二十往復の定期便が飛んでる状況にございます。

それから、将来でございますが、これにつきましては、平成八年度を初年度といたします第七次空港整備七ヵ年計画の中で需要予測を行つております。羽田空港の年間離発着回数の予測といたしまして、平成十年の数字を予測しておりましたが、二十二万回と当時予測しておりました。先ほど申し上げたように実績は二十三三万回でございますので、予想を上回つておるとござります。そ

して、平成二十二年に約二十六万回になるという予測をしておるところでございます。

○岩瀬良三君 それともう一つ、羽田空港については航空機騒音が東京都の大田区の方であるよ

うような、大田区だけではございませんけれども、そういうようなことが沖出しがなされた一因でもあるわけでございますが、現在の飛行コースの騒音センター、これがどうなっているのか。それからまた、今後より遠距離への飛行となつた場合、そのセンターはどうなつていくのか、その辺のところを。

○政府委員(岩村敬君) 羽田空港の飛行コースにつきましては、居住地域に騒音の影響が及ばないようということで、できる限り陸域を避けて設定をいたしております。その結果、沖合展開事業が進みまして、今、先生御指摘の新C滑走路といふ沖出しの滑走路ができたわけでございますが、そういうこともございまして、住居地域においては環境基準で定めておりますうるささ指数七十、WECPNLという単位でございますが、うるささ指数で七十という基準を達成しておるところでございます。

それから、深夜・早朝時間帯、こういう環境基準もございますが、さらに千葉県側への影響等を考慮いたしまして特別な飛行経路の設定を行つております、例えば木更津については二十二時から二十三時かけて到着機の通過高度を高く設定する、また二十三時以降については到着機のための海上ルートを設定する。それから、浦安地区については出発機が近隣上空を通りかかることで、出発機のルートを十度海側に変更する、こういった配慮をいたしまして深夜・早朝帯の騒音の問題が生じないよう配慮をいたしておりますところでございます。

それから、先生第一点目の御指摘、遠距離飛行の飛行機が入った場合にどうなるかということでおこざいますが、一般論として申し上げれば、より遠距離を飛行する場合にはその飛行機の離発着の重量が重くなりますので、騒音値は近距離の飛行

機を中心としている場合に比較いたしまして大きくなる、すなわちコンターは広がつてくるという

ことになるかというふうに考えております。

○岩瀬良三君 時間の関係で最後になるかと思いま

ますが、騒音につきましては、いずれにしても、浦安関係とか木更津関係の方への影響、殊に早朝深夜につきましては非常に憂慮されるという

のが今の現状だらうと思うんで、それをできるだけ騒音につきましてはさらにお配慮をいただけ

ればというふうに思うわけでございまして、できるだけ騒音につきましてはさらにお配慮をいただけ

が状況だらうと思うわけでございまして、できるだけ騒音につきましてはさらにお配慮をいただけ

ます、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律の採決を行います。

○委員長(小山峰男君) 全会一致と認めます。本案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小山峰男君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、消防施設強化促進法の一部を改正する法律の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小山峰男君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます

が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小山峰男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

強く思っております。ただいま着々と工事が進められ、その威容を誇つております。埼玉に国の十省十七の行政機関とマッチした都市が誕生するものと大いに期待をいたしているところでございま

す。

○國務大臣(野田毅君) 東京への一極集中を是正して国土の均衡ある発展を図るということは極めて重要な課題でございまして、その一環として国の行政機関などの移転を推進していくくことによって、本件は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、消防施設強化促進法の一部を改正する法律の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小山峰男君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます

が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小山峰男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

強く思っております。ただいま着々と工事が進められ、その威容を誇つております。埼玉に国の十省十七の行政機関とマッチした都市が誕生するものと大いに期待をいたしているところでございま

す。

○國務大臣(野田毅君) 東京への一極集中を是正して国土の均衡ある発展を図るということは極めて重要な課題でございまして、その一環として国の行政機関などの移転を推進していくくことによって、本件は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、消防施設強化促進法の一部を改正する法律の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小山峰男君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます

が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小山峰男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

強く思っております。ただいま着々と工事が進められ、その威容を誇つております。埼玉に国の十省十七の行政機関とマッチした都市が誕生するものと大いに期待をいたしているところでございま

す。

○國務大臣(野田毅君) 東京への一極集中を是正して国土の均衡ある発展を図るということは極めて重要な課題でございまして、その一環として国の行政機関などの移転を推進していくくことによって、本件は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、消防施設強化促進法の一部を改正する法律の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小山峰男君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます

が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小山峰男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

ます。特徴的傾向としましては、かつてのようないます。

台百台といった大集団による暴走行為は、先ほど委員が挙げられましたような初日の出暴走のような特殊な場合を除きましては基本的に減少いたしました。むしろ少人数のグループによっての爆音暴走というものは増加しておる。ある意味でそれだけ拡散しておるということにも活動形態としてはなろうかと思ひます。また、暴走族は、グループ間の対立抗争事件あるいは脱会者に対するリンチ事件、一般市民に対する暴力事件、さらに警察官に対する公務執行妨害事件等、一段と凶悪化、粗暴化の傾向がござります。

こうしたことから、警察としましては、交通、少年、さらに暴力団対策、地域部門等、各部門の総合体制をとりまして暴走族の実態を把握して効率的な指導、補導、さらには検挙、解体を促進するということ、そして暴走族を許さない社会環境づくりを促進するというようなことを重点として今取り組んでいるところでございます。

暴走族に対しましては、昨年も前年比で六・三%増の十万八千七百三十四人を検挙しております。このうち前年比で一〇・二%増の六千二百十七人を逮捕しておるところでございます。やはりこれは凶悪化、粗暴化ということの反映でもあるわけでございます。

こうした取り締まりの徹底とともに、これとあわせまして、その根源的な解決を図るために対策といたしましては、青少年の健全育成に関する機関であるとか、あるいは団体、さらに家庭、学校、地域社会と緊密に連絡をとりまして総合的な対策を推進しているところでございます。

○藤井俊男君 少年等が大半の中で、社会環境づくりにぜひ御尽力いただき、暴走族一千グループということでございますので、これらについての対応もひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。時間があと一分ぐらいありますので、最後にコンピューター技術、電子通信技術を悪用した犯罪、インターネットを使った犯罪が問題になつて

おりますが、その検挙と対策についてお伺いして、私の質問を終わらたいと思います。

○政府委員(野田健君) 最近コンピューター技術あるいは電気通信技術を悪用した、いわゆるハイテク犯罪と申しておりますが、この検挙件数が年々増加しております。平成九年の検挙件数は二百六十二件であります。昨年は四百十五件という状況で、平成五年が三十二件でありましたから約十三倍にも伸びているということで、大変憂慮すべき状況と考えております。

こうした深刻化するハイテク犯罪に対処するための総合的な施策として、警察庁では、体制の整備などを内容とするハイテク犯罪対策重点推進プログラムというものを昨年六月に制定、公表したところでありまして、今後いわゆるサイバーポリスとも言うべき体制の創設を目指として掲げているという状況にございます。

このプログラムに基づきまして、警察庁に都道府県警察の行うハイテク犯罪捜査を技術的に支援するナショナルセンターを設置する、そして主要な取り組んでいるところでございます。

す。

きょうも午前中の質疑で、不審船といふので対応についての質疑がなされましたけれども、あれは海の上というか水の上でございまして、当然、工作船であるとかあるいは麻薬云々とか、そういうふうになつてくるだろうというふうに私は思つております。

○藤井俊男君 なつてくるだらうというふうに私は思つておりますと、実はあれは陽動作戦やつたんだ、青森であるとか茨城であるとか千葉の方にもう既に工作員を上陸させたよみたいな報道もござります

が、その辺に関連して、警察の対応につきましてお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(金重凱之君) 今回の不審船事件についてのお尋ねでありますけれども、警察としましては、従来から北朝鮮の工作員による不法出入国外事案や密航事案等が発生しておるということでは、治安上これを大変重大な問題であるというふうに認識しております。各種の対策を実施しておるところでございます。

それで、本件事案につきましては、三月二十二日の午後に内閣官房の方から警察庁への通報がございまして、これを踏まえまして、関係県警察に對して関連情報の収集あるいは沿岸部の点検、さらには沿岸地域におけるパトロール等、沿岸警戒活動の強化を指示したところであります。それからまた、三月二十四日、翌日でありますけれども、この日には全国警察に対しまして関連情報の収集強化、沿岸警備活動の強化、関連重要防護対象の警戒強化等を改めて指示しておるところでございます。

それから、もう一つお尋ねのございました陽動作戦ではなかつたのかということでござりますけれども、そういう報道がございましたことは私どもも承知しておりますけれども、現在のところ警察においてそのような情報には接していないということでございます。今申し上げましたように、集団密航事案等が多発しておるという現下の情勢を踏まえまして、全国の関係県において沿岸警戒警備をかなり強化しておるということでござります。そうした中で、今申し上げましたようにその種の情報には接していないということでございます。

○魚住裕一郎君 このちょうど追っかけているころ、警察庁では全国警備部長会議というのをやつたんですか。そのときに、新潟であるとか富山とか、そういう警備部長もわざわざこちらまで呼んでいるわけですか。

○政府委員(金重凱之君) 先生おっしゃいますように韓国漁船を利用した密航がふえてている、これが実態でございまして、運んでくる人は中国人がほとんどなんですねけれども、韓国船を使つたもの、この三月二十九日現在、昨年同期で比較しますと既に九十八名、昨年八十四名でしたのでもうかなりふえておる、こういう状況でございます。

いたしておりまして、関係県の警備部長も出席いたしております。

○魚住裕一郎君 じゃ、日本海側でだれが現場の指揮をとるんですか。

○政府委員(金重凱之君) これは会議は警備部長だけが来ておるわけであります。警察活動といふのは警備部長一人でやるわけではなくて、その下に關係課長等も警備部の中にもおりますし、それから本部長もおるわけありますから、そういう面で警戒の遗漏なきを期しておったというふうに承知しております。

○魚住裕一郎君 ただ、そうは言つても、現実に追っかけている最中に該当県の警備部長までわざわざ東京に呼んで、朝鮮半島云々、不透明だ、しっかり対処するようにと訓示を垂れても、何か間が抜けたような気がするわけで、ちょっと質問をさせていただきました。

今お話しの中で密航船云々というお話をございましたけれども、最近、この密航のルートも韓国船を使つたような形もあるようでござります。韓国海上警察等との連絡もあるようでござりますけれども、午前中、不審船に対応して海上自衛隊と海上保安庁との共同マニュアル云々ということもございましたけれども、こういう密航あるいは不審船等に対応する形での海上保安庁と警察との協議というか共同マニュアルというか、その点はいかがになっているんでしょうか。

○政府委員(楠木行雄君) 先生おっしゃいますように韓国漁船を利用した密航がふえてている、これが実態でございまして、運んでくる人は中国人がほとんどなんですねけれども、韓国船を使つたものの、この三月二十九日現在、昨年同期で比較しますと既に九十八名、昨年八十四名でしたのでもうかなりふえておる、こういう状況でございます。

しかも、なかなか手口が悪質、巧妙化しているというようなことでございまして、私たちの方も、まず海上保安庁自体では情報収集体制の強化とか、韓国等を出航して本邦に寄港する船舶への立入検査の徹底とか、あるいは犯罪のおそれのある

眞犯海域における警戒の強化とか、情報人手による監視取り締まり等を行つておるわけでござります。また、今お話をも出ましたような、韓国の海洋警察廳を初めとする中国、韓国、日本と、とり當局との国際的な連携も行つておるわけでござりますが、やはりこういったものは情報が命でございますので、警察との間で情報交換を緊密に行っております。

例えは、今月二十四日には鹿児島県の福山港で発生いたしましたカンボジア船籍の貨物船による中国船人二十二名の集団密航事件において、事件捜査をお互いに分担して合同捜査を行うとか、こういうふうともやりましたし、連携協力して不法入国を取り締まりに取り組んでいるところでございます。今後とも水際の摘発に万全を期してまいりたいと思ふます。

○魚住裕一郎君 次に、ちょっと新聞に載ってい
たのですが、交通事故の関係で、これは香川県警
ですか、自賠責の利用について、最初は物損で取
り扱っていた交通事故につきまして、医者の診断書
一枚で人身事故に変わる、それで自賠責保険が取
扱われる。しかも、統計上はそのまま物損で扱っ
ているというような、「抜け道」というような表現
が新聞には書かれておりましたけれども、これはず
常に不公平感も与えますし、またそれを悪用するよ
うな業者というか保険代理店もおるようございま
す。

事司法にかかるところでございまして、余りもばらばらな対応というか、それはいかがなものかというふうに思います。この点について、是正措置等を含めてどのようにお考えなのか、御答弁をお願いいたします。

○政府委員(玉造敏夫君) 初め、物損事故として受理いたしました事案につきまして、後日、けがの届け出があつた場合に、これを人身事故に切りかえるか否かにつきましては、当該事故とけがの間に因果関係が認められるかどうかということに係るわけでございます。これは、それぞれの事故

ごとに個別具体的に判断されるべきことになるわけでございます。したがいまして、統一的な切りかえの基準とかそういうものはございません。

しかしながら、当然のことながら警察といった
ましては、通常、当事者の申し出であるとかその
内容、さらには診断書提出までの日数であるとかそ
の形態であるとか車両の損害程度等の諸点を総
合的に検討して、これは人身事故に当たるのか、
それとも物損なのか、要するに因果関係が出てく
るのか出てこないのかということを判断していく
ところでございますが、香川県警察におきまして
は、こうした当初物件事故として受理いたしま
たものを、後日けがの届け出があった場合でござ
る程度が軽かったような場合には、これらの諸事
について検討不十分のままに人身事故として交
事故証明が発行されるように安易に取り扱って
おったということでござります。昨年の十月に相
保協会からの指摘等がございました。それを踏
えまして、現在では、物件事故として届け出がな
り後日けがの届け出があつた事故の対応につきま
しては厳正に対処しておるところでござります。

に関するさまざまなお指摘等も真摯に踏まえて、一層の適正捜査の推進について全国を指導しているところでございます。さらにその徹底をしてまいる所存でございます。

○魚住裕一郎君 警察の取り扱いというものは不公平感を与えただめだと思うんですね。自分が駐車違反になつて何で隣の者が駐車違反にならぬいんだというようなことも含めて非常にわかりやすい不公平感が出てしまうわけでありまして、ひそその辺はきちっと是正をしていただきたいと思います。

うふうに思います。そういうことなくして、ややシートベルトやれとかチャイルドシートやれなどというのはちょっといかがなものかと私は考えております。

次に、今回の改正案につきましてちょっとお尋ねをしたいわけでございますが、先ほど、ハイスクル犯罪についてのナショナルセンターを設けること

いうようなことだと思いますが、人材が非常に大事にならうかというふうに思っておりまます。ただ、ネット技術者というか、これは非常に実

社会においても引く手あまたでございまして、FBIのアメリカ連邦捜査局の国家インフラ防護センターにおいても、いわゆる専門知識を身につけると民間企業に高給で引き抜かれてしまう、そういう事案もあるようございます。また逆に、元ハッカーがハッカー防護装置を講ずる会社をつくるとか、技術を持つているだけでいろんな立場になり得る。逆に、警察官も技術を持てば退職した後いろんな活動ができるというふうに思うわけでありますし、この人材確保、それから人事管理といいますか、高度な技術を持つているわけですから、その点どのように対処しようとするのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○国務大臣(野田毅君) 御指摘のとおり、ハイテク犯罪対策を進める上で高度な情報通信技術に対応できる優秀な人材、それから日々高度化する技術革新に対応した装備資機材を確保するということが極めて重要であると考えておるわけあります。

そこで、ナショナルセンターでは二十名で発足する予定でござります。庁内の情報通信技術者の中に既にハイテク犯罪に精通している人材がおります。したがって、そういう人材を配置すると報告を受けております。今後、業務の展開に応じ必要な拡充を図ってまいりたいと存じます。

また、都道府県警察にありますのは民間からの中途採用を行いまして、ハイテク犯罪捜査官として配置しておるところであります。

なお、装備の資機材につきましては、技術革新が急速に進展しております分野でありますので、今後必要に応じて確にその整備充実を図つて対応してまいりたいと思います。

今後、警察庁と都道府県警察が協調して強靭なるサイバーポリスを構築してハイテク犯罪対策を推進していくよう奮闘をしてまいりたいと存じます。

○魚住裕一郎君　もう時間がございませんのでここで終わりにいたしますけれども、装備、機材も本当に常に新しくいいものにしていかなきゃいけ

◎八田ひろ子君 日本共産党的八田ひろ子でござります。

警察の機構にかかわって、女性警察官の採用と研修について伺いたいと存じます。また、とりわけ性暴力被害者に対応するに当たっては女性警官の配置が求められていますが、各警察署や交番、また指導員の配置というのがあるのですが、その実態をお示しください。

○政府委員(林則清君) 性犯罪被害者対策を推進していく上で、被害者からの事情聴取等、各種の捜査活動で女性警察官を充てることとは御指摘のように極めて有効であるというふうに考えております。そういうった考え方に基づきまして、各都道府県警察本部の性犯罪捜査指導係という専門の係を設けておりますが、この係の中に平成十年十一月末現在で女性の警察官が百二十名配置されておりますほか、全国で総数二千三百名の女性警察官が性犯罪捜査員として指定されておるところであります。

○八田ひろ子君 今お示しいただいた全国に一千三百名、指導員と言われる方が百二十名で、これは実際には警察官だけでは足りなくて職員の方もそれに当たっている方もあるというのをちょっと聞いたことがあるんですが、全国で警察署の数は一千二百六十四ですか、交番でいきますともっと多くなりますね。こういうふうに全国の警察署全部均等に女性を配置するというわけには、無論大きいところ小さいところあるわけですが、圧倒的にまだ少ないというふうに思うんですけども、今後どういうふうな充実の計画とか、あるいは女性一一〇番とか性犯罪に向けてのいろんな窓口をお

つくりになるんですけど、そういうところの充実なんかはどういうふうに計画されているんでしょうか。

○政府委員(野田健君) 昨年の四月の採用で見ますと、都道府県警察において警察官約三千八百名を新たに採用したところであります。そのうち約四百人、約一%が女性警察官であります。この採用時点では約一%ですけれども、同じく昨年の四月一日現在、全国の都道府県警察においては約八千人の女性の警察官が勤務している。

この比率は全警察官の約三・五%ということでありまして、ですから、今採用している方が女性の比率が高いということになります。

という真の警察もございました。特に、女性被害の犯罪等の捜査に当たる場合には女性の警察官の事情聴取を受けたいという希望が非常に多いという実態もございます。中には自分は男性の警察官に被害を言いたいという方もあるんですが、結じて女性にお願いしたいという方が多いので、今後さらに、そういうことを考えますと女性警察官の方をどここの県でもそういう捜査に当たられるようになっておかなければならぬということです。今は一割ぐらいでしかれども、将来は恐らく全体として二割から三割採用するという時代が来るのでは

す。 ないかなという予測をいたしております。
といいますのは、警察の仕事というのは最後は
犯人と格闘するという場面がありますので相当な
体力を必要とする。ですから、男性でないとそれ
にたえられないなというような場面が多いとは思
うんですが、一方で、女性にやっていただいた方が
がいい仕事、あるいは女性でも男性と全く同じよ
うに能力を發揮できる分野等々もたくさんあります
ので、女性もこれからどんどん活躍してもらら
ていいのではないかというように考えておりま

たゞ、そこに性犯罪担当の女性の方の手記が大きなく載っています。非常に歓迎をされているとか、ちょっととした心遣いが被害者に非常に大きな生きる勇気を与えるというのも見たものですから、そういう意味でも、今全体の二、三割というふうにおっしゃったんですけれども、内容の充実度は年齢層でいいますと六十五歳以上が圧倒的です。このことは非常に多いわけです。また、子供の交通事故も心配されます。

そこで、交通安全対策として事故防止のための信号機の設置状況について伺いますが、押しボタ式の信号機などの設置状況と、それから整備のための長期計画がどうなっているのか、お示しください。

○政府委員(玉造敏夫君) 信号機の設置状況でございますが、まず平成九年度末の全国の信号機の個数でございますが、十六万五千八百八十三基でござります。

計画といいたしましては、七ヵ年計画、これが平成八年から十四年度に関するものでございますが、信号機の新設計画としましては「二万百七十五基でございます。基本的には各都道府県の単独事業として行われますが、沖縄県につきましては補助事業というふうになっております。

○八田ひろ子君 地方単独事業ということで、計画があれは五年間で中身は変わらなくて七ヵ年になったという中身なんですね。どうしてそれを伺ったかというと、私ここに手紙をいただいたのですから、これは愛知県岡崎市の方なんですが、愛知県は残念なことに交通事故死者が非常に多いという県なんですねけれども、昨年十一月二十五日

の居間、この方の住んでいる市営住宅の横の横断歩道で七十二歳の女性が乗用車にはねられて亡くなつたという痛ましい事故があつたことにかかわるんですけれども、お手紙の中で、

この事故の事がとても気になつたのでお手紙をします。実は、私の主人も交通事故により大切な命を失つてしましました。そして残された幼い子供三人もいます。三号棟が出来たら、これは新しい市営住宅を今建てるそうです

が、
特ニモ、アラマサ、立ります。二九以上、アラマサ失つ

人が多くなればほど、これ以上命が失われる事にならぬよう、お願いしたいのです。子供は社会の宝です。どうか、真面目に、警察の方にも呼びかけて、実現させて下さり。お願ひします。

この道路というのは、国道に抜けるための通過道路としても最近利用が多い市道、岡崎駅—平戸橋線というところで、道路を挟んで市営住宅と老人福祉センターが両側にあるというところで横断歩道の線だけ引いてあるという、いろんなところでそういうところがあると思いますが、こういうふうな事務処理、行政事務処理のようふところ

よぶた事故も多く、列車事故もあるよ。だからどうい
にもなかなか信号機がつかないというのをどうい

うふうにお考えなのか、伺いたいと思うんです。

止上有効であることは委員御指摘のとおりでござります。

各都道府県警察におきまして、それぞれの現場の道路交通の状況あるいは事故状況等を勘査しな

がら、設置計画の策定、推進に努めておるところです。いますけれども、予算上の制約で、いろいろ

もございまして、緊急性の高いものから設置をしておる、その結果として、まだつかないといふ

てれる。その結果として、また、かたじけないとして、個々の地域の住民の方々の御不満があるということには重々承認いたします。河分川の予算上の制

とは重々承知しております。何分にも予算上の制約の範囲内でやっておるということになります。いざ、加理解せ易い一二點、述べておきたい。

○八田ひろ子君 先ほどお示しいただいたこの七
ので 徒理解を賜りたいと思ひます

九年計画、交通事故死を一万人以下にしようとすることで目標があるて、次は九千人を切ろうとう目標でおやりになっているというふうに思うんです。

この信号機の問題で私、この愛知県の部分を調べてみたんですけれども、愛知県の中でもこじゅう年ぐらいの資料を取り寄せてみると、この岡崎市、またお隣の豊田市というものがワーストワン、ワーストツーを行ったり来たりしているわけです。ね。平成十一年度、岡崎署管内では十七カ所の信号機の予算しがなかつたようでここにつかなかつたということですが、これ豊田と比較をしますと、平成八年度、岡崎市では二十四名の死者が出て、隣の豊田市では二十一名の死者が出たんです。そして、平成九年度の信号機の設置数は、岡崎が十九基で豊田が十七基。平成九年度になりますと、今度は豊田市が死者二十七人で県下トップになりますと、次の年には岡崎市の信号機設置数が十七基で豊田市が二十基となっている。だから、地方自治体、県としては非常に苦肉の策といふんですか、多いところには一生懸命、ほかのところを減らしてでもつけるということをやっていけるわけですね。

結局、私が思いますのは、国全体の信号機設置の目標というのが低いということがあつて、その範囲内といふことなるとこりうるふうになるんじゃないかと思うんですけれども、切实に求められているところになかなかつかない。私自身県議会におきましたときでも、この信号機と死者の数会議には長いスパンで見ますと本当に相関関係があるんですね。

だから、そういう意味で国家公安委員長に伺いたいんですが、この計画、五年間でつくる部分を中身を変えなくて七年にしただけという計画について、見直すべきだというふうに私は思うんですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(野田毅君) 総論的に申し上げますと、信号機の設置そのものは、各都道府県警察ににおいて管轄下の交通の実態あるいは地域住民から

をする上で常に人権への配慮を行つておるだらうと私は思いますが、特に、ハイテク犯罪という従来の刑法典が予想しなかつた犯罪であり構成要件でありますから、私はまたそれなりに捜査をする上で人権への配慮がなされるべきだと思いますが、そちら辺を長官に御所見をお伺いしておきたいと思います。

○政府委員(関口祐弘君) 警察の任務は個人の権利と自由の保護をすることでありまして、その活動は、「日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。」ということが警察法の第二条で明記されているところでございます。また、警察活動におきましては、個人の基本的人権を尊重し、個人の自由及び権利を不当に侵害することのないよう注意しなければならないということとされております。

御指摘のハイテク犯罪の捜査につきまして、こうした規定の趣旨を十分に踏まえまして、いやしくも個人の人権を不当に侵害することのないよう適正な捜査を行いまして国民の信頼と期待にこたえてまいりたい、かように考へているところでございます。

○照屋寅徳君 終わります。

○高橋令則君 今回の、情報通信に関する組織の整備の法律だと思っておりますが、これに関連して質問をいたしたいと思います。

問題になつております不審船の問題、報道では、不審船の任務として、工作員の浸透作戦、ハイテク機器の運搬、それから海上の例えば覚せい剤等の取引というような可能性を言つてゐるわけあります。この真偽のほどはわかりません。しかし、政府が既に公表している日本人の拉致問題とかいろいろな今出ている情報のあれでは、日本海だけではなくて太平洋にまたがる大変なところでこういう情報としては出ているわけですが、まずこの過程においては、当然不審船と、あるいは北朝鮮などにはわかりませんけれども、こういったところを交信する情報通信、それがつた

んではないかというふうに思つんですね。

したがつて、警察としてそのような情報能力といふんですか、この実態、まずはこういうふうな不審船問題にかかるどういうふうな実態があるのかないのか、あるとすればどのぐらいなのか。不審船は例えば海上保安庁では十八隻あるというふうに言つておられるわけですね、かつて。そういうふうなことからして、そのような状況についてはいかがですか。

○政府委員(金剛凱之君) 警察におきましては、従来からこの集団密航事件の多発とかあるいは緊迫する半島情勢等、現下の情勢を踏まえまして、累次沿岸警備の強化を図つてきておるところでございます。

今回のこの不審船事案に対しましても、内閣官房の方からの通報を受けまして、全国警察に対し、関連情報の収集強化だとかあるいは沿岸警備活動の強化、さらには関連重要防護対象の警戒強化等を改めて指示するなど、所要の措置をとつたところでございます。

それで、警察におきましては、こういう沿岸警戒警備の万全を期するということのために種々の情報収集に平素から努めているところでございますけれども、個々の内容につきまして明らかにすることは差し控えさせていただきたいというふうに思う次第でございます。

○高橋令則君 個別の問題を私は質問していないので、全体的な例えれば件数とか何かについて、それも難しいというのもちょっとあれなんですねけれども。それはそれとして、じゃ今度は質問しますけれども、この種の問題について、無線になるのかどうかわかりませんが、そういうことを含めたこういう問題に対する警察の情報能力というんですか、これは十分整備されておりますか。

○政府委員(金剛凱之君) 警察の情報収集能力についてのお尋ねでございますけれども、警察における定めるところの警察の責務を果たすために、法令の定める所掌事務の範囲内で種々の情報の収集、分析、整理等を行つてきておるということでは事柄の性格上明らかにできないということをございませんけれども、その具体的な内容等については御理解賜りたいというふうに思つております。

○高橋令則君 国民が安心できるように、そうしていただけませんかね。個別の問題になるとそういう話ですからやむを得ないことがありますので、適切にやっていただきたいというふうに思います。

最後ですけれども、午前の質問でも私は海上自衛隊とそれから海上保安庁の連携の問題を取り上げました。同じように、警察と海保、それから海自との連携、これのマニュアル的な整備が必要ではないかなと私は思つんですけども、まず最初に、この問題については長官の認識と考え方をお聞きしたいと思います。

○政府委員(関口祐弘君) このたびの不審船問題ということを含めましての沿岸警備という問題になりますと、私ども警察とまたその他の関係の機関というものが緊密な連携を保つていかなければならぬということです。現在もその作業を進めていますけれども、さらに今後ともその方向を強めまいりたい、かように考へているところでございます。

○高橋令則君 最後に、大臣にちょっとお尋ねしたいんです。

私は、こういう連携が非常に不十分ではないかと前から思つておるわけです。大体、役所の縦割りというのはこれはもうお互いにわかっているわざで、独立国家として、やはりそういうあり方についてもう一遍きちんととした見直しをすべきであります。

○高橋令則君 最後に、大臣にちょっとお尋ねしたいんです。

私は、こういう連携が非常に不十分ではないかと前から思つておるわけです。大体、役所の縦割りというのはこれはもうお互いにわかっているわざであります。

臣にお考えをお尋ねしたいというふうに思います。

終わります。

○國務大臣(野田毅君) 今御指摘ございましたように、今回不審船の問題がクローズアップされて非常にこの点について注目されておるわけですが、あの不審船という問題のみならず、言うなら日本の領空、領海というこの警備をどうするかという問題、これは国内の通常の警察活動の延長だけを考え切れないのでない部分もあるのではないか。そういう中で、今御指摘がありましたような組織、運用、法制、これをどうするのかという、必要な見直しをするべきは当然のことだと思います。また、特に装備力を強化するというだけではなく、特に装備力を強化するというだけでも当面对応が可能なのかどうか、そういうしたことでも踏まえて考えなければならない。

特に、私は漁業法を適用して海上保安庁で対応せざるを得なかつたという、本当にそれでいいんだろか。私は、そもそも我が国の領域警備といふことを、漁業法を云々ということは一体いかがなことなのかという思いもございます。そういう点で、独立国家として、やはりそういうあり方についてもう一遍きちんととした見直しをすべきであります。

なお、念のために申し上げれば、あくまでこれは警察活動を前提とする世界でありますから、そのためには、私はマニュアルとかシステムといふことをと直ちに、何でもかんでも自衛隊にという話とはまた違つた次元の中できちつとした仕分けをして論議をしていただきたいことだ、このように思つております。

○松岡満壽男君 過日、二〇〇〇年問題につきまして本委員会で質疑をさせていただいたんですけれども、この種の問題について、このすき間をきちんとやっぱり詰めていかなければなりません。詰めなければなりませんけれども、この種の問題についてのこのことと直ちに、何でもかんでも自衛隊にという話とはまた違つた次元の中できちつとした仕分けをして論議をしていただきたいことだ、このように思つております。

して本委員会で質疑をさせていただいたんですけれども、この機会に質問させていただきたいと思いました。この機会に質問させていただきたいと思うのですが、警察問題につきましてはいたしておりませんが、警察問題につきましてはいたしておられませんでした。

○政府委員(玉造敏夫君) 警察におきましては、うんですが、交通規制策について、この問題についてどのように対応を考えておられるのか、伺いたいと思います。

昨年九月の高度情報通信社会推進本部において決

定されましたコンピュータ西暦一〇〇〇年問題に
関する行動計画を受けまして、戸内に対策委員会
を設置するなど、行動計画に沿った対策を実施し
ているところでございます。都道府県警察に対し
ましても、行動計画に準じた措置をとるよう指示
しているところでございます。

〔委員長退席、理事山下八洲夫君着席〕

信号機等の交通管制システムにつきましては、
二〇〇〇年においてコンピュータシステムの停
止あるいは誤作動などが起きることがないよう
に現在各都道府県警察におきまして要の修正等の
措置を行っているところでございます。今後とも
模擬テストの実施であるとかあるいは危機管
理計画の策定等を進めまして、その対応に万全を
期してまいりたいと思っております。

○松岡満壽男君 危機管理の問題につきまして
は、やはり国民の生命、財産を守るのが一番大切
な仕事でありますので、今御答弁されましたよう
にきちっとした対応をひとつお願いたいとした
うふうに思います。

この資料を拝見しますと、三十二ページです
か、「警察職員の定員の推移」、平成十年で二十六
万三千四百八十三人ということになりますが、こ
のところ御存じのような失業状態、雇用が非常に
不安定な状況になつてきていますし、今、教員の方もいい人材が集まっていますし、警察官の方にもいい人材が集まってきておるだらうとい

うふうに思つてますが、このところの採用試験の
状況ですね、ひとところ二十倍ぐらいの競争倍率、
平成六年、七年あたり非常に倍率が高かつたんで
すが、平成九年のデータを見ますと、受験者が
十一万五千人、合格者が七千四百人、十五・四と
いう、倍率がこう下がつてきている。この中身
が、やはりいい人材を確保する一つのチャンス
だらうと思うんですけれども、スリム化すること
もそれは必要だけれども、やっぱり大切な要員は
きちんと確保しなきゃいかぬ。
今この採用の倍率が少しあがつてきていると
いうことはどういうところに原因があるのか、ま

た、これからハイテク犯罪とか、先ほど来いろ
んな議論がありましたが、犯罪も多様化していま
すから人員もきちっと確保していくかなきやいかぬ
だろうと思うんですが、そういうものについての
お考えをお聞かせいただきたいというふうに思
います。

○政府委員(野田健君) 都道府県警察で行ってお
ります警察官の採用試験の状況でされども、実
は平成元年、二年ころは五倍程度の倍率であります。

した。

〔理事山下八洲夫君退席、委員長着席〕

平成六年が最近では一番倍率が高くて約二十六
倍ですが、この年は実は採用者数が非常に少な
かったというような事情がありまして、その後、
増員も多少いたしましたので、倍率的には少し下
がつてきております。

平成九年は十五倍ということになりますが、以
前に比べますとそれでも十五倍の倍率で採用して
いるということで、現場の状況を聞きますと、非
常に優秀な者が受けに来ているというふうに聞い
ております。

もちろん、もっと倍率の高い時期もありました
ので、そういう意味でいろいろな、ダイレクト
メールで警察の採用状況を知らせるとか学生に対
する働きかけもやつております。ただ、阪神・淡
路大震災、あるいはその同じ年にオウムの関係の
事件が起きたわけですから、そういうふうに思つておる
ことがあります。

一方で、警察は、もともとは男性だけの都道府
県警察もあつたというようなことで、女性がいな
い方がいい仕事というの中にはござります
し、一方で、先ほども御説明いたしましたけれど
も、男性でも女性でもどちらでも同じようにもう
力を発揮してもらえるという、そういうポストもあ
りますので、優秀な女性の警察官希望者をぜひ採
用していって、そして全体として警察力がアップ
できるようにしたいなというふうに考えていくと
ころでございます。

○松岡満壽男君 もう時間ですから、終わらま
す。

す。

今この時期にいい人材を迎えるものだという
ふうに考えております。

○松岡満壽男君 先行議員の御指摘もありま
す。

たが、女性警察官もふえてきておるようです。自
衛官の方もふえていますよね、女性が。現在のと
ころ一・九%ですか、採用者の中の。今後の方向と
いうのはどういうふうになるんでしょうか。

引き続いて、女性参画基本法が出てまいります
し、そういう時期に女性警察官の採用の考え方につ
いてお伺いいたしておきたいと思います。

○政府委員(野田健君) 昨年の新採用者で見ます
と一・九%ぐらいであります。組織全体から見る
と、採用者に占める比率、女性の比率の方が高い
ということで、女性を少し多目に採用していると
いう実情にあります。

さらに高うございまして、場合によつては八十倍
あるとかそういうような倍率の都道府県警察も
あるというようなことで、女性の警察官志願者の
中には非常に優秀な、警察組織としてもぜひ迎え
たいというような能力を持つた人も多数おりま
す。

一方で、警察は、もともとは男性だけの都道府
県警察もあつたというようなことで、女性がいな
い方がいい仕事というの中にはござります
し、一方で、先ほども御説明いたしましたけれど
も、男性でも女性でもどちらでも同じようにもう
力を発揮してもらえるという、そういうポストもあ
りますので、優秀な女性の警察官希望者をぜひ採
用していって、そして全体として警察力がアップ
できるようにしたいなというふうに考えていくと
ころでございます。

こういう中で、千葉県の警察官の方、夜間にい
ろいろな方々のおうちを見回つたりとかというこ
とで、ほかの県の警察官に見られないようない
んなプラス的な仕事もされておつて、大変御苦勞
なことでありますけれども、一面そういう民間の
方の心配もあってはならない、ということを思いま
すので、警察庁の決意のほどを、こういう盛り上
がつてきているときでございますので、お示しい
ただければと思つわけでございます。

こういう中で、議員の方、車が燃やされた、こうい
うような不法行為が断続的に続いているわけでござ
います。

今、一〇〇〇年度完成に向か、県、市町村はも
とより一生懸命この推進を図つておるところでござ
います。

そういう中で、こういう民間の人々が自由に発言
したり推進を図つておる中で、まだ不法行為者が
断続的、これはどこにいるかわからないわけでござ
りますけれども、こういうものの被害に遭つて
いることがあると一大事だろうというふうに思つ
うわけでございます。

絶対許してはならないというふうに思つておるわ
けでございます。

こういう中で、千葉県の警察官の方、夜間にい
ろいろな方々のおうちを見回つたりとかというこ
とで、ほかの県の警察官に見られないようない
んなプラス的な仕事もされておつて、大変御苦勞
なことでありますけれども、一面そういう民間の
方の心配もあってはならない、ということを思いま
すので、警察庁の決意のほどを、こういう盛り上
がつてきているときでございますので、お示しい
ただければと思つわけでございます。

○政府委員(金電凱之君) 新東京国際空港でござ
いますけれども、開港から二十年を経過してお
る、そして現在一層の空港整備に向けた関係者に
よる努力が続いているものといふように承知して
おるわけであります。

しかしながら、成田の現地には今も極左暴力集
団のメンバーが常駐しておる、そしてこういう動
きに反発を強めておるところであります。昨年
は、成田空港に関連したテロ・ゲリラ事件を八件
引き起こしておりますし、それから本年も一月に
芝山鉄道関係者に対するテロ・ゲリラ事件を引き
起こしておるということでございます。こういう

いまして、最近では県連の幹事長、自民党の幹事
長の隣接屋が燃えたというようなこともあるわ
けでございます。またその後も、公団職員の方で
したが、の車が燃やされた、こういうような不法
行為が断続的に続いているわけでございます。

いまして、最近では県連の幹事長、自民党の幹事
長の隣接屋が燃えたというようなことがあるわ
けでございます。

たが、の車が燃やされた、こういうような不法
行為が断続的に続いているわけでございます。

今、一〇〇〇年度完成に向か、県、市町村はも
とより一生懸命この推進を図つておるところでござ
います。

そういう中で、議員の方、車が燃やされた、こうい
うような不法行為が断続的に続いているわけでござ
います。

たが、の車が燃やされた、こういうような不法
行為が断続的に続いているわけでございます。

今、一〇〇〇年度完成に向か、県、市町村はも
とより一生懸命この推進を図つておるところでござ
います。

たが、の車が燃やされた、こうい
うような不法行為が断続的に続いているわけでござ
います。

今、一〇〇〇年度完成に向か、県、市町村はも
とより一生懸命この推進を図つておるところでござ
います。

たが、の車が燃やされた、こうい
うのような不法行為が断続的に続いているわけでござ
います。

今、一〇〇〇年度完成に向か、県、市町村はも
とより一生懸命この推進を図つておるところでござ
います。

ような現状がございますので、千葉県警を初めとする関係警察では、引き続き成田空港関連施設そして空港関係者に対する所要の警戒措置を講じております。一昨日も（三月二十八日）ございました、現地集会デモがございましたけれども、その際にも、前段を含めまして全国から多数の警察官を動員して警戒に当たらせたということをございます。

それからまた、先生御指摘の民間人の方々がいります。みんな自由な御発言をされる、そしてそのことにより被害に遭つたりしないようという意味合いで、自主的な警備をやられるというようなこともあります。

○岩瀬良三君 本当にそういう点では大変だと思ひますけれども、なお一層御督励のほどをお願い申し上げる次第でございます。

それから、不審船の方のことで、午前中、成田財特がありましたので、こちらの方質問でございませんでしたので、一、二質問させていただきたいと思うわけでございます。

どちらかというと、海上保安庁の方へ御質問したいと思いますが、国民の信頼感というのをやつぱり一番大事じゃないかと思うわけでございます。午前中の話にもありましたように、逃げられてしまつたかと、こういう話もあるんですねけれども、町の中で話をしていますと、逃げられちゃつたのかと、こういう話になるわけでございます。逃がしたのか、それはないと思いますけれども、どっちにしても国民の信頼感というのを一番の基礎にならなければならぬかと思うわけでございます。

そういう意味で、早くから航空機の方から停船命令がなされたということでございますし、海の

官を動員して警戒に当たらせたということをございます。

そこで、先生御指摘の民間人の方々がいります。みんな自由な御発言をされる、そしてそのことにより被害に遭つたりしないようという意味合いで、自主的な警備をやられるというようなこともあります。

○岩瀬良三君 本当にそういう点では大変だと思ひますけれども、なお一層御督励のほどをお願い申し上げる次第でございます。

それから、不審船の方のことで、午前中、成田財特がありましたので、こちらの方質問でございませんでしたので、一、二質問させていただきたいと思うわけでございます。

どちらかというと、海上保安庁の方へ御質問したいと思いますが、国民の信頼感というのをやつぱり一番大事じゃないかと思うわけでございます。午前中の話にもありましたように、逃げられてしまつたかと、こういう話もあるんですねけれども、町の中で話をしていますと、逃げられちゃつたのかと、こういう話になるわけでございます。

そういう意味で、早くから航空機の方から停船命令がなされたということでございますし、海の

上ですでの陸とはまた違いますけれども、巡視艇からも停船命令を出している。こういうようなことであるわけでございまして、停船命令をした場合にやはり停船させなければしようがないんだろ

うというふうに思うわけでございます。速いノックで逃げられてしまったというような点について

うわけでございますけれども、こういう点について

の実効性の確保を図つていかなければなりません。これは一万三千五百トンだというのです。こういう効性の確保を図るにはということでのお考えをいただきたいと思うわけであります。

○説明員（長光正純君） お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、今回の不審船では捕捉できなかつたわけでありますけれども、こういった停船命令の実効性確保についてということをございました。今後とも、さらにこの極左暴力集団による違法行為の取り締まりを強化し、関係機関とも連携を密にして、警戒、さらに万全を期していきたいというふうに思つております。

○岩瀬良三君 本当にそういう点では大変だと思ひますけれども、なお一層御督励のほどをお願い申し上げる次第でございます。

それから、不審船の方のことで、午前中、成田財特がありましたので、こちらの方質問でございませんでしたので、一、二質問させていただきたいと思うわけでございます。

どちらかというと、海上保安庁の方へ御質問したいと思いますが、国民の信頼感というのをやつぱり一番大事じゃないかと思うわけでございます。午前中の話にもありましたように、逃げられてしまつたかと、こういう話もあるんですねけれども、町の中で話をしていますと、逃げられちゃつたのかと、こういう話になるわけでございます。

そういう意味で、早くから航空機の方から停船命令がなされたということでございますし、海の

航海速力が三十ノットということでございました

て、民間の中で速い方だと思うんです。しかもこ

れは一万三千五百トンだというのです。こういう大きなこれだけのものを持っているわけなん

で、保安庁の方、先ほど高橋議員からも計画を持っ

て、どういうふうに思つておるわけですか

とありますけれども、こういう点について

かからも停船命令を出している。こういうようなことであるわけでございまして、停船命令をした場合にやはり停船させなければしようがないんだろ

うというふうに思うわけでございます。速いノックで逃げられてしまったというような点について

うわけでございますけれども、こういう点について

の実効性の確保を図つていかなければなりません。これは一万三千五百トンだというのです。こういう効性の確保を図るにはということでのお考えをいただきたいと思うわけであります。

○説明員（長光正純君） お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、今回の不審船では捕捉できなかつたわけでありますけれども、こういった停船命令の実効性確保についてということをございました。今後とも、さらにこの極左暴力集団による違法行為の取り締まりを強化し、関係機関とも連携を密にして、警戒、さらに万全を期していきたいというふうに思つております。

○岩瀬良三君 本当にそういう点では大変だと思ひますけれども、なお一層御督励のほどをお願い申し上げる次第でございます。

それから、不審船の方のことで、午前中、成田財特がありましたので、こちらの方質問でございませんでしたので、一、二質問させていただきたいと思うわけでございます。

どちらかというと、海上保安庁の方へ御質問したいと思いますが、国民の信頼感というのをやつぱり一番大事じゃないかと思うわけでございます。午前中の話にもありましたように、逃げられてしまつたかと、こういう話もあるんですねけれども、町の中で話をしていますと、逃げられちゃつたのかと、こういう話になるわけでございます。

そういう意味で、早くから航空機の方から停船命令がなされたということでございますし、海の

航速力が三十ノットということでございました

て、民間の中で速い方だと思うんです。しかもこ

れは一万三千五百トンだというのです。こういう大きなこれだけのものを持っているわけなん

で、保安庁の方、先ほど高橋議員からも計画を持っ

て、どういうふうに思つておるわけですか

とありますけれども、こういう点について

かからも停船命令を出している。こういうようなことであるわけでございまして、停船命令をした場合にやはり停船させなければしようがないんだろ

うというふうに思うわけでございます。速いノックで逃げられてしまつたというような点について

うわけでございますけれども、こういう点について

の実効性の確保を図つていかなければなりません。これは一万三千五百トンだというのです。こういう効性の確保を図るにはということでのお考えをいただきたいと思うわけであります。

○説明員（長光正純君） お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、今回の不審船では捕捉できなかつたわけでありますけれども、こういった停船命令の実効性確保についてということをございました。今後とも、さらにこの極左暴力集団による違法行為の取り締まりを強化し、関係機関とも連携を密にして、警戒、さらに万全を期していきたいというふうに思つております。

○岩瀬良三君 本当にそういう点では大変だと思ひますけれども、なお一層御督励のほどをお願い申し上げる次第でございます。

それから、不審船の方のことで、午前中、成田財特がありましたので、こちらの方質問でございませんでしたので、一、二質問させていただきたいと思うわけでございます。

どちらかというと、海上保安庁の方へ御質問したいと思いますが、国民の信頼感というのをやつぱり一番大事じゃないかと思うわけでございます。午前中の話にもありましたように、逃げられてしまつたかと、こういう話もあるんですねけれども、町の中で話をしていますと、逃げられちゃつたのかと、こういう話になるわけでございます。

そういう意味で、早くから航空機の方から停船命令がなされたということでございますし、海の

航速力が三十ノットということでございました

て、民間の中で速い方だと思うんです。しかもこ

れは一万三千五百トンだというのです。こういう大きなこれだけのものを持っているわけなん

で、保安庁の方、先ほど高橋議員からも計画を持っ

て、どういうふうに思つておるわけですか

とありますけれども、こういう点について

かからも停船命令を出している。こういうようなことであるわけでございまして、停船命令をした場合にやはり停船させなければしようがないんだろ

うというふうに思うわけでございます。速いノックで逃げられてしまつたというような点について

うわけでございますけれども、こういう点について

の実効性の確保を図つていかなければなりません。これは一万三千五百トンだというのです。こういう効性の確保を図るにはということでのお考えをいただきたいと思うわけであります。

○説明員（長光正純君） お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、今回の不審船では捕捉できなかつたわけでありますけれども、こういった停船命令の実効性確保についてということをございました。今後とも、さらにこの極左暴力集団による違法行為の取り締まりを強化し、関係機関とも連携を密にして、警戒、さらに万全を期していきたいというふうに思つております。

○岩瀬良三君 本当にそういう点では大変だと思ひますけれども、なお一層御督励のほどをお願い申し上げる次第でございます。

それから、不審船の方のことで、午前中、成田財特がありましたので、こちらの方質問でございませんでしたので、一、二質問させていただきたいと思うわけでございます。

どちらかというと、海上保安庁の方へ御質問したいと思いますが、国民の信頼感というのをやつぱり一番大事じゃないかと思うわけでございます。午前中の話にもありましたように、逃げられてしまつたかと、こういう話もあるんですねけれども、町の中で話をしていますと、逃げられちゃつたのかと、こういう話になるわけでございます。

そういう意味で、早くから航空機の方から停船命令がなされたということでございますし、海の

航速力が三十ノットということでございました

て、民間の中で速い方だと思うんです。しかもこ

れは一万三千五百トンだというのです。こういう大きなこれだけのものを持っているわけなん

で、保安庁の方、先ほど高橋議員からも計画を持っ

て、どういうふうに思つておるわけですか

とありますけれども、こういう点について

かからも停船命令を出している。こういうようなことであるわけでございまして、停船命令をした場合にやはり停船させなければしようがないんだろ

うというふうに思うわけでございます。速いノックで逃げられてしまつたというような点について

うわけでございますけれども、こういう点について

の実効性の確保を図つていかなければなりません。これは一万三千五百トンだというのです。こういう効性の確保を図るにはということでのお考えをいただきたいと思うわけであります。

○説明員（長光正純君） お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、今回の不審船では捕捉できなかつたわけでありますけれども、こういった停船命令の実効性確保についてということをございました。今後とも、さらにこの極左暴力集団による違法行為の取り締まりを強化し、関係機関とも連携を密にして、警戒、さらに万全を期していきたいというふうに思つております。

○岩瀬良三君 本当にそういう点では大変だと思ひますけれども、なお一層御督励のほどをお願い申し上げる次第でございます。

それから、不審船の方のことで、午前中、成田財特がありましたので、こちらの方質問でございませんでしたので、一、二質問させていただきたいと思うわけでございます。

どちらかというと、海上保安庁の方へ御質問したいと思いますが、国民の信頼感というのをやつぱり一番大事じゃないかと思うわけでございます。午前中の話にもありましたように、逃げられてしまつたかと、こういう話もあるんですねけれども、町の中で話をしていますと、逃げられちゃつたのかと、こういう話になるわけでございます。

そういう意味で、早くから航空機の方から停船命令がなされたということでございますし、海の

航速力が三十ノットということでございました

て、民間の中で速い方だと思うんです。しかもこ

れは一万三千五百トンだというのです。こういう大きなこれだけのものを持っているわけなん

で、保安庁の方、先ほど高橋議員からも計画を持っ

て、どういうふうに思つておるわけですか

とありますけれども、こういう点について

かからも停船命令を出している。こういうようなことであるわけでございまして、停船命令をした場合にやはり停船させなければしようがないんだろ

うというふうに思うわけでございます。速いノックで逃げられてしまつたというような点について

うわけでございますけれども、こういう点について

の実効性の確保を図つていかなければなりません。これは一万三千五百トンだというのです。こういう効性の確保を図るにはということでのお考えをいただきたいと思うわけであります。

○説明員（長光正純君） お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、今回の不審船では捕捉できなかつたわけでありますけれども、こういった停船命令の実効性確保について‒

すから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。別に御意見もな

いよつですから、これより直ちに採決に入ります。

警察法の一部を改正する法律案に賛成の方の手

を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小山峰男君） 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これ

を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小山峰男君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十一分散会

手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小山峰男君） 他に御発言もないよう

でござります。

○委員長（小山峰男君） 終わります。

この請願の趣旨は、第二六九号と同じである。

三月二十六日本委員会に左の案件が付託されました。

一、犯罪被害者救済制度の充実に関する請願（第一〇二五号）

（第一〇二四号）

一、税制改正に関する請願（第一〇二五号）

一、地方分権の推進に伴う地方税源の充実強化に関する請願（第一〇二六号）

一、地方の公債費負担の軽減に関する請願（第一〇二七号）

一、過疎地域活性化のための新立法措置に関する請願（第一〇二八号）

一、地方事務官の地方公務員への身分移管に関する請願（第一〇二九号）

第一〇二四号 平成十一年三月十七日受理

犯罪被害者救済制度の充実に関する請願
請願者 長野県北佐久郡立科町大字芦田

三、五四七 寺島義幸

紹介議員 小山 峰男君

第一〇二五号 平成十一年三月十七日受理

税制改正に関する請願

請願者 長野県北佐久郡立科町大字芦田

紹介議員 小山 峰男君

この請願の趣旨は、第二七〇号と同じである。

第一〇二六号 平成十一年三月十七日受理
地方分権の推進に伴う地方税財源の充実強化に関する請願

請願者 長野県北佐久郡立科町大字芦田

紹介議員 三、五四七 寺島義幸

この請願の趣旨は、第二七一号と同じである。

第一〇二七号 平成十一年三月十七日受理
地方の公債費負担の軽減に関する請願

請願者 長野県北佐久郡立科町大字芦田

紹介議員 小山 峰男君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一〇二八号 平成十一年三月十七日受理
過疎地域活性化のための新立法措置に関する請願

請願者 長野県北佐久郡立科町大字芦田

紹介議員 三、五四七 寺島義幸

この請願の趣旨は、第二七三号と同じである。

第一〇二九号 平成十一年三月十七日受理
地方事務官の地方公務員への身分移管に関する請願

請願者 長野県北佐久郡立科町大字芦田

紹介議員 三、五四七 寺島義幸

この請願の趣旨は、第二七四号と同じである。

平成十一年四月十二日印刷

平成十一年四月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局